

## 1. 事業の概要

改正法の効果的かつ着実な運用を図るために、次の事業を展開。

- (1) 飼養放棄動物の適正管理推進事業(新規)  
殺処分数の減少を図るため、インターネットを活用した再飼養支援データベースの拡充による譲渡の一層の推進を図る。
- (2) 動物取扱業適正化推進事業(新規)  
顧客等に対する動物取扱業制度を周知することにより、動物取扱業の適正化を図る。
- (3) 個体識別措置推進事業(継続)  
技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備、普及啓発事業の実施等による所有者明示措置の推進等
- (4) 基本指針検討・推進事業(継続)
- (5) 飼養動物との共生基盤強化事業(継続)等
- (6) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費(継続)

## 2. 事業計画

- (1) 飼養放棄動物の適正管理推進事業  
3年間で、動物愛護団体との連携システムを整備。
- (2) 動物取扱業適正化推進事業  
3年間で、動物取扱業者検索システムを作成。
- (3) 個体識別措置推進事業  
平成18年度より3年間で個体識別の技術マニュアルの策定、データベース・ネットワークの整備・運用、個体識別機材の貸出し等の普及啓発を実施。
- (4) 基本指針の検討事業  
基本指針のフォローアップ、動物愛護管理センサス等を実施。
- (5) 飼養動物との共生基盤強化事業等  
総合的な普及啓発は平成13年度から継続して実施。平成17年度より4年間で、順次、各種基準・ガイドラインの作成・見直し等を実施。
- (6) 調査連絡事務費・動物の適正飼養推進事業費  
平成13年度から継続して実施。

## 3. 施策の効果

- (1) アウトプット  
各種普及啓発事業の実施、動物愛護管理データの整備、個体識別データベース・ネットワークの整備、再飼養支援データベースの整備、動物取扱業者検索システムの整備、個体識別に係るガイドライン等の整備
- (2) アウトカム  
総合的・計画的な動物愛護管理施策の推進、国民の動物愛護管理意識(動物愛護管理法の周知率)の向上、個体識別措置の普及率の向上、犬ねこの引取り数及び殺処分数の減少、適正な動物取扱業者の選択

# < 動物愛護管理推進費 >

改正動物愛護管理法

運用上の必要な対策

基本指針(国)、  
推進計画(県)  
取扱業の適正化  
危険動物の規制  
個体識別措置  
その他

基本指針等の  
フォローアップ  
迷惑防止対策、遺棄の  
減少、処分動物の減少  
動物取扱業制度の周知  
マイクロチップ等の推進  
国民の活動盛り上げ、  
意識の醸成  
その他

基本指針・推進計画の策定・推進

飼養放棄動物の適正管理推進

動物取扱業の適正化

個体識別措置推進

基盤整備(普及啓発、基準作成等)